

關 連 資 料

◆社会福祉法（一部抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

**第 109 条** 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

◆新・社会福祉協議会基本要項（一部抜粋）

2 市区町村社会福祉協議会の組織、財政、事務局

（1）会員（構成員）

- ①住民組織（地区社会福祉協議会、住民自治会組織、住民会員、当事者等の組織、ボランティア団体）
- ②公私の社会福祉事業関係者および関連分野の関係者（民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉団体、更生保護事業施設、更生保護事業団体、社会福祉行政機関、保健・医療、教育、労働、その他関連分野の機関・団体）
- ③その他地域福祉推進に必要な団体

◆法人社協モデル定款（一部抜粋）

第4章 会 員

（会 員）

第18条 この法人には会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行なうものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

《モデル定款の考え方》

社会福祉法において、社会福祉事業及び構成保護事業を経営する者に加え、「社会福祉を目的とする事業を行う者」の参加を求められていること（区市町村社協）や、社会福祉事業を経営する者の多様化を踏まえ、幅広い構成団体による会員制度とすること。

◆市区町村社協経営指針（一部抜粋）

社協（社会福祉法人）における会員とは、会費の納入によって資格・権利を生ずるものとされる社団法人における「社員」とはその性格は異なるが、会員となることを通じて、地域福祉の推進や社協事業への参加を意思表示していただくものである。

〈会員制度の整備〉

市区町村社会福祉協議会は、それぞれの地域の実情に応じて会員規程などによって会員を規定し、会員制度を整備する。

- ・住民会員制度
- ・構成員組織（団体）会員制度
- ・賛助会員制度（特別会員）

## 委員名簿・審議経過

### 会員会費制度ワーキングメンバー

No.	地区名	所属部署	氏名
1	千代田区	総務課総務係	片岡 浩
2	中野区	事務局次長	秋元 健策
3	北区	総務係	上田 文子
4	国立市	総務課総務係	山田 博昭
5	狛江市	地域福祉課組織管理係	鈴木 知宏
6	東久留米市	総務係	大澤 康規

(敬称略)

#### ◆事務局

東京都社会福祉協議会 地域福祉部長 川井 誉久  
 地域福祉部地域福祉担当  
 統括主任 池田 明彦  
 主任 小野 明子

## 審議経過

	内 容
第1回 (20.10.10)	1. 趣旨説明 2. 各地区の状況 3. フリーディスカッション
第2回 (20.11.18)	1. 参考地区のレポート ①新宿区社協 ②世田谷区社協 2. 今後の論点と方向性
第3回 (21.1.14)	1. 課題分析と考えられる方向性(試案) Ⅰ 社協会員・会員制度をめぐる主な課題 Ⅱ 会員・会費制度の目的と位置づけ Ⅲ 考え方を整理するための論点設定 Ⅳ 想定される今後の方向性 2. 今後の予定
第4回 (21.2.24)	1. 会員・会費制度ワーキングレポートについて 2. その他

平成 20 年度課題別検討会

## 会員・会費制度ワーキング REPORT

---

2009年3月発行

東京都社会福祉協議会 区市町村社協部会

発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1

TEL 03(3268)7186